

宮内庁書陵部所蔵九条家本『三条内府記』『初度行啓次第并同記』ほか

藤原重雄
太田克也

【解題】

院政期記事の収集として禁裏・公家文庫の未翻刻史料を中心に画像を
通覧しており、周知のとおり宮内庁書陵部所蔵の九条家本には貴重な史
料が含まれているが、今回は比較的若い整理番号から、鎌倉時代頃まで
の古写本のうち、短編かつ九条家本の他史料と関係がさほど深くなく、
紹介の機会が少なそうな史料五点を雑纂風に翻刻する。先に刊行した
『大日本古記録 陽明文庫本 勘例』（原題『類聚雑例』）の参考史料を
含む。いずれも本所データベースHi-CAT Plusより画像をWeb公開して
いる（国文学研究資料館「国書データベース」と重複するものもあり）。
まず、簡単な解題を掲げる。

①『三条内府記（公教公記）』「九・一〇九」

一巻。本紙二紙（三二・七×四九・一五〇・八cm）。紙背文書あり。
九条道房の『九条家記録文書目録』「九・二七二」の十七箱上・神
事に所見がある。藤原公教（一一〇三〜六〇）の日記で、久安六年（一
一五〇）八月五・六・七日条。公教は閑院流実行男、正二位内大臣に至
る。鳥羽院の近臣である藤原顕季の娘を母に持ち、鳥羽院政・後白河親

政下で活躍し、保元の記録所の上卿を務めた。『今鏡』第六「藤波の下
梅の木の下」には、容姿端麗、笛の名手であったことが記され、
歌合を主催し、勅撰集にも入集するなど、文化面での実績も残る。¹その
日記『三条内府記』は、「公教公記」「教業記」「公教卿記」なども題
され、諸所に写本が所蔵される。日次記として残るのは保延七年（永治
元年・一一四一）正月・二月のもので（『国書総目録』には元永元年の
記事を持つものがあるというがおそらく他の日記の合写など）、他に久
安四年六月十六日に行われた、鳥羽院母藤原茂子追善のための法華八講
の記事を持つ単独本がある。³本史料の内容は、興福寺の衆徒が新別当の
補されないこと三年に及ぶのを不満とし、神木を奉じて入京したことに
関するものである。この件については、他に藤原頼長『台記』や『南都
衆徒入洛記』⁴所収の三種の日記、さらに国立公文書館所蔵内閣文庫大乗
院文書『神木動座之記』「古三三三八〇」二・三など、複数の記録が残
されており、併せ読むことができる。文中で藤原公通の実名を憚る表記
をさらに転写したと思しい箇所があり、祖本は西園寺家関係者による抜
書となる。紙背文書は実源書状（『凶書寮叢刊 九条家本紙背文書集
定能卿記部類外』「二〇二四年」七五一号）で、春日神木動座の期間
中のことにかかり、表裏ともに弘安四年（一二八二）のものと推定され

ている〔同〕解題三八〇頁。

(1) 公教の事績については、五味文彦『院政期社会の研究』(山川出版社、一九八四年)、植木朝子『梁塵秘抄とその周縁 今様と和歌・説話・物語の交流』第一章第二節「歌人と今様 その二―道因をめぐって―」(三省堂、二〇〇一年。初出一九九九年)を参照。

(2) 高橋廉『三条公教と『教業記』―校訂『教業記』翻刻―』(『和光大学表現学部紀要』九、二〇〇八年)は本記の諸本研究であり、記主や内容、関連する研究なども扱っている。本史料と思われるものにも言及があるが、その存在を示すにとどまる。なお、本記の翻刻には、他に、木本好信・蘭部寿樹「内閣文庫本『三条内府記』稿(一・二)」(『米沢史学』八・九、一九九二・九三年)、伊藤一美「游酔庵文庫所蔵『教業記』(保延七年記)翻刻(上・下)」(『鎌倉』一一四・一一五、二〇一三年)がある。

(3) 九条家本に鎌倉時代写とされる『宸筆法花御八講記』(九・八五)一卷がある。

(4) 『統群書類従』二九輯下、『歴代残闕日記』二十三。

②『初度行啓次第并同記』(九・五八)

一卷。本紙八紙(三一・一×五〇・四五〇・一十五〇・二十五〇・四十五〇・三十五〇・二十四七・八十五〇・〇cm)。紙背は元応三年(二三二)七月〜九月の具注暦(間空き三行)で、前出『図書寮叢刊』九条家本紙背文書集『定能卿記部類外』六〇七号に翻刻がある。東宮の行啓始に関する次第書と記録とを貼り継いだもので、同じ暦を料紙に用いているが、書写者は異なるようである。前半は行啓の次第書で、嘉暦元年(二三二六)九月四日に「奉行人」の本を写したという。文中の「其人」は、通常は撰関の所作で、そのために用意された可能性がある。同年七月二十四日に量仁親王(後の光厳天皇)が立太子し、八月には土御門東洞院殿へ行啓始を行なっている(『増鏡』第十四 春の別

れ)。このときの次第書を写したものであろう。この行啓始については、『増鏡』以外に詳しい記事を確認できていない。後半部分は『雅言卿記』で、正嘉二年(一二五八)八月二十一日に行われた恒仁親王(後の龜山天皇)の行啓始の記録である。すでに『皇室制度史料』儀制・立太子二(二〇一七年)三三二・三三三頁に、「行啓行列」以前の記文が採録されており、今回は傍注等を加えて全体を収めた。行啓始の意義と沿革についても『皇室制度史料』同冊を参看されたい。記主の源雅言(一二二七〜一三〇〇)は村上源氏雅具男、後嵯峨院以降三代の院伝奏を務め、正二位権大納言に至った。このとき権右中弁で、後嵯峨院の御所(冷泉万里小路殿、大炊御門殿・二条四坊六町)の装束を奉行している。行啓は、冷泉富小路殿(同十三町)から二条・東洞院の大路を経て、その辻では上皇の見物があり、院御所に入った。この時の記録も『百練抄』以外把握できておらず、詳細なものとなろう。『雅言卿記』のまとまった記事としては、文永四年(一二六七)四月の後嵯峨院最勝講と、同五年十月の後嵯峨院が自身の出家のため龜山殿へ御幸し仏事を営んだ際の日記がある。これらはいずれも儀式次第と交名・目録を軸として、規範として参照しやすい記録になっている。本写本は、具注暦との関係から、次の具体的な行啓始を意識したというより、嘉暦元年の事後の間もない段階で集められた情報であろう。

(5) 宮内庁書陵部に鎌倉時代写とされる『最勝講記』(伏・三八四)一卷がある。本文三紙で四月十七日から二十一日の記事。

(6) 『歴代残闕日記』四十四所収「龜山殿行幸記」、『群書類従』卷四十三 帝王部十五所収「龜山殿御幸記」ほか、複数の写本がある。十月三日から二十五日の記事を中心とする。

③『正朔日蝕時節会已下事注文』〔九・七三〕

一卷。本紙三紙（三三・一×五〇・七五五・二一三二六・一cm）。紙背文書はない。後補表紙外題は貼紙でなく、何らかの料紙調整による矩形（④⑤も同じ）。正月一日に日蝕となる予測があった際に、節会等の元日行事を式日通りに行うか延引するかについて、先例を書き上げた勘例で、某年十二月二十一日の大外記中原師顕による注進である。先例は永承四年（一〇四九）から文永二年（一二六五）で、十一世紀半ば、十二世紀後半、空白期を挟んで近代の例となる。院政期の事例に詳しい傾向は次の④『拝礼間事注文』〔九・七二〕と同様だが、実際に日蝕がありえた場合も勘案する必要がある。師顕は師兼男で、一族の師宗と家記文書について相論に及んだ（『外記日記 新抄』文永二年六月二十二日条）。建治元年（一二七五）には大外記となり、延慶二年（一三〇九）に退いている（『外記補任』）。この間で元日の日蝕は正応五年（一二九二）で、前年十二月下旬の可能性が高い。正応五年元日は、春日神木が動座していたため、諸儀が延引されている。

(7) 神田茂編『日本天文史料』上（原書房復刻、一九七八年）「日食」、渡辺敏夫『日本・朝鮮・中国日食月食宝典』（雄山閣出版、一九七九年）、竹迫忍「宣明暦法による日食月食計算とその検証」（『数学史研究』二二二号、二〇一二年）、「宣明暦法による日食予報的中率について」（『和暦』<https://www.wagoyomi.info/>内）、「日月食等データベース」（国立天文台／暦計算室）。なお弘安六年（一二八三）元日にも、日本では見えない日食があった。

④『拝礼間事注文』〔九・七二〕

一卷。本紙五紙（三二・二×五〇・六五五・五五五・二五五・一〇三三二・三cm）。紙背文書はない。院拝礼に関する先例を書き上げた文書で、大外記中原師宗が某年十一月十日に注進した勘例である。院拝

礼は、正月初めに院御所で臣下が院に対して行う年賀の拝礼である。本勘例では、院拝礼が行われなかった例、院拝礼が行われなかったことにより撰関家における拝礼も中止された例、院拝礼は行われなかったが撰関家の拝礼は実施された例、そして撰関家の拝礼が行われなかった例に分け、各々の先例が挙げられている。引かれている先例は、概ね院政期が中心で、年代は寛仁四年（一〇二〇）から弘安五年（一二八二）に及ぶ。師宗は師光男、官人としての事績に加え、歌人としても勅撰入集を果たした。大外記には弘安十年二月一日に任ぜられ、正和五年（一三一一六）に辞退した（『外記補任』）。文中で弘安五年正月の例を「院」として亀山院を指すが、同十年十月に亀山院は治天ではなくなるため、十一月付の本勘例とは重ならず、後深草院さらに後宇多院・伏見院と上皇が複数となる時期になり、ここからは年次の確定は難しいか。亀山院は嘉元三年（一一三五）九月に亡くなるので、それ以前が目安となる。勘申を命じた「仰」の主体も不詳としておく。師宗の勘申として、次の⑤(1)や同じ宮内庁書陵部所蔵の伏見宮家本「内蔵頭重服勘例」〔伏・四四〇〕、「改元二月三月例勘文」〔伏・四七五〕、九条家本「代々撰政初度御直廬春秋除目例」〔九・二九三〕、「中原師宗勘文（前欠） 行幸例」〔九・四七八〕などがあり、本文の筆跡は異なるが、署名は同一に見える、原本のようである。

⑤『任大臣月々例』〔九・一三三〕

任大臣に関する勘文の原本六通を継いだ一卷。(1)（第一・二紙・三四・七×五五・二二九・五cm）は某年七月五日に大外記中原師宗の書状による勘申で、連続した月に任大臣のことがあった先例を挙げる。(2)（第三紙・三三・五×四九・六cm）は某年七月三日に小槻（大宮）豊藤の書状による勘申で、ひと月を置いて任大臣の例を挙げる。(3)（第四

紙・三二・二×五一・五cm) 閏月に任大臣の四例を挙げる勘文。(4) (第五紙・三三・六×二〇・七cm) 同じく閏月に任大臣の二例を挙げる切紙。(5) (第六紙・三五・三×三四・五cm) 九月の任大臣の先例を勘申する折紙。(6) (第七紙・一三紙・三三・六×五四・五十五四・九十五五・〇+五四・〇+五四・〇+五五・一+三八・〇cm) 十一月・十二月の任大臣に関する某年八月十三日の大外記中原師宗による勘文。(1)(6)は、④『拝礼問事注文』と同じく師宗が大外記の間で、さらに勘申された年紀の新しいものが正応二年(一二八九)・同四年なので、それ以降となる。(2)の豊藤は朝治男で、『勘仲記』弘安四年(一二八一)十二月五日の小除目で「修理左宮城 判官小槻豊藤兼」の記事がある。(3)は達筆で鎌倉期の九条家当主の可能性があり、(5)も鎌倉時代写、(4)は九条政基(二四四五〜一五一六)筆。各通はそれぞれに異なった汚れや破損を呈しており、成巻は九条道房(一六〇九〜四七)の時期に降る可能性はあるが、文書から故実書が生成される過程の姿とも捉え得る。

なお翻刻にあたっては、通行の文字を用い、行替わりの位置は底本のままとしている。解題の原稿を太田が作成し、翻刻・原本調査を藤原が行い、相互に確認して全体を調整した。翻刻の入力には一部、尻池由佳氏の助力を得た。

【翻刻】

① 『三条内府記(公教公記)』「九・一〇九」

(後補表紙外題・九条道房筆)
「三条内府記(神輿入洛事)」

(藤原公教)
三条内府記 □ □ 于時中納言、

久安六年

八月

五日、戊晴、興福寺衆徒送使僧、但卑、賤者也云、

昨日到着宇治、今日巳刻可參洛也、

訴申事氏公卿等可奉申也、兼又可

參向河原、春日御輿御坐也者、返事

云、承了、可申、又參向事、守上臈可

進止也者、申刻許衆徒入洛、自京極至

三条西行、至勸学院、(崇徳上皇)新院御三条

東洞院、不憚過之、予閉門、下棧敷、

敢不見之、但自隙伺見之、

入夜參院、(鳥羽法皇)雖非指事、大衆入洛之間、

依不審、雖企參仕、院中無騷動氣、

仍自一町許帰了、(于時押小路殿、白川也)次參前齋院、(統子内親王)

相逢別当局、深更退出、此間河水頗

有増、今朝往反不通云々、

六日、己晴、巳刻許新宰相中将直衣、入来

云、去夜半許有殿下自筆消息、明

日今日、巳刻可来衆徒定也、仍所參也、是

興福寺別当可被補事云々、隆覚・尋

(第1紙)

〔範〕 化・權別當覺繼等間可被定云々、又新宰

相公通、參右府、予相逢又示此事、予

已刻許參院、未刻許御講始、予取布

施、退出、先是京極大納言・別當・修理大夫

等參上、

後聞、件定今日無之云々、職事一人

不參之故也、參仕人々、大納言三人

〔藤原〕宗能・中納言二人重通・宰相四人宗輔、

七日、藤原晴、於攝政直盧有衆徒定、以

頭弁朝隆朝臣被申人々定申

旨、院御返事云、可被補也、但誰人

雖被任、更不可申院云々、

〔以下余白〕

② 『初度行啓次第并同記』 「九・五八」

〔新補表紙外題〕「初度行啓次第并同記」一名 雅言卿記

〔後補表紙外題〕「初度行啓次第并同記」

〔端裏外題〕「行啓始次第」

初度 行啓次第

当日早旦、修御誦經於七ヶ寺、或廿一

円宗寺 法勝寺

最勝寺 清水寺

広隆寺 六角堂

蓮華王院

〔第2紙〕

御誦經物始常、以召使或序為使、

亮覽日時勘文、入筥、或奉行宮司覽之

豫召儲陰陽師、

刻限諸卿以下參集、

大夫召奉行宮司、問事具否、

先是立御車糸毛、於門外、立榻、

主殿官人立明、

儲君御東帶、渡御昼御座、卷廂御簾

其人候御簾并御裾、

権亮持御釵候、

次反閉、

陰陽師退出之間、給祿、白大掛一領

次公卿列立庭中、北

帶刀取松明列居、西

次出御下御從南階、自階下至門外、敷筵・布單、自階下至門外、經中門、於東門外乘御

御車、諸司二分、付轅

御歩之間、公卿扈從、宮司前行、殿上人取脂燭候

前後、乘御之後、公卿騎馬、

宮司等開々戸、立御榻、献御杵、

先入御釵、

其人褰御車簾、

路次行烈、

先左兵衛十八人、步行

次同番長・府掌各一人、二行

次同府生・志・尉各一人、中央

〔第1紙〕

次啓内舍人、二行、

次陣頭十人、代々人数不同、

次公卿、中央二行、
為先下臈、

次学士二人、二行、

次亮、同、

次大夫、同、
或一行、

次傳、

次帶刀、二行、

主殿官人・主殿署下部等取松明在御車前後、

次御車、青糸毛、

遣牛二人、冠、綬、褐衣、白襦袴、
或蘇芳褐衣、朽葉末濃袴、

御榻持、裝束同
遣牛、

雨皮持、退紅如常、

次大進、二行、

次少進、

次殿上人、二行、

次権少進・藏人等、同、

次藏人所雜色、

次出納、

次侍者、或不供奉、

次右兵尉・志・府生各一人、中央二行、
為先上臈、

次同番長・府掌各一人、二行、

次同兵衛十八人、如左、

御車到于 仙洞門外、昇放牛、立榻
向門、

宮司等候御車辺、

(第2紙)

主殿官人等立明、

帶刀取松明候、

先是公卿列立門外、南上
西面、

宮司付院司申事由、或被略之、

次下御、供蒔道・布单、

宮司等立御榻、献御查、

其人候御裾、

権大夫持御笏、候右方、(小書カ)

権亮持御釵、候左方、

殿上人指脂燭前行、

入御中門、昇自南切妻、令人寢殿西面妻戸簾中給、於戸外召御笏、
其人候御簾、

次公卿着殿上、兼居饌、

一献、勸盃、権大夫、
瓶子、五位宮司、

次給公卿已下禄、

大臣、白褂一重、殿上四位取之、

納言・参議・散三位、白褂一領、殿上五位、
六位取之、

殿上人疋絹、或略之、

御謁觀訖之間、有御贈物、其人取之、
宮司請取之、

還御、

公卿列立中門外、東上
南面、

差車御車於中門廊戸外、兼

乘御畢、出御西門、

路次行烈如初、

到于本所、御車寄中門廊、

先是公卿列立中門外、西上
南面、

(第3紙)

入御昼御座、出御以後被渡立御帳
於代南面

公卿已下退出、

供夕御膳、朝御膳出御以前供之、

嘉曆元年九月四日、以奉行人本書寫了、

〔以下余白〕

〔端裏〕桓仁親王ノチノ龜山天皇

〔源〕雅言卿記
儲君始行啓之次第記也

正嘉二年八月廿一日、天晴、今日儲皇始行啓于仙院、予儲御所事

可申沙汰之間、早日參院、東帶、令奉仕御裝束、堂上御裝束不及

所司官人參仕、只今御所預奉仕之、事了退出、及晚頭婦參、東帶、
巡方帶、

奉行藏人藤憲說并主典代重俊等參候、入夜所々掌灯、戊

刻神祇官參入、奉仕大殿祭、藏人憲說引導之、子刻行啓、

御車到門外、先之公卿列立門北腋、北上
東面、近衛對門列立、兵衛

列門南腋、西上
北面、次下御、源通成
大夫奉、資宣立御榻、所司豫敷筵

道、自門下至于中門内切妻、掃部寮敷筵道、内藏寮供布單・紫絹
件筵道事、本宮相觸所司、内藏寮以成功調之也、門内

列先左近次將、藤原
雅保朝臣、次学士二人、藤原
光國朝臣、次亮、藤原
高定朝臣、
右方

次大夫、通成卿
左方、次傅、藤原公盛
右大、次儲皇、藤原兼平、閑白候御裾給、藤原公宗
權大夫

持御笏、入宮、原具守、權亮持御釵候之、次公卿、次進、次右將、大貳
公盛、入御中門、

令昇廊切妻給、經中門廊并透渡殿、入御寢殿東面妻戶、於
妻

戶外令取御笏給、
傳袞御簾、於門内殿上人等候脂燭、堂上宮司學士
亮以下、候之、

此間院御隨身、褌衣・冠
壺垂袴、於中門内外追雜人、入御之間、候寢

殿西妻程南庭也、

次公卿着殿上、一献勸盃、權大夫
瓶子大進、居汁物、親繼朝臣
立箸、次

給祿、件饗祿本宮庁儲之、勸盃已下役人事、一向頭亮、平成俊

〔第4紙〕

〔第5紙〕

奉行也、次有御贈物事、御釵、入錦袋、
右大將取之、
藤原公親、篋、入錦袋、
不入宮、
大夫取之

銀鶴居鶴、
別當取之、
藤原兼平、已上自寢殿西面被出之、予取之給藏人

憲說、々々取之伝公卿、々々取之、跪寢殿階間、称物名、於東

中門給宮司、亮、大進、權大進請取之給序官、本所
用意長櫃、々々仰御倉、予所々令用意也、次還御、寄御

車於中門廊、車寄戶、宮司候脂燭、於妻戶外賜御笏

於權大夫、入御本宮之後、有名調、亮問之云々、

行啓行列

先左兵衛十八人、二行相並、

次番長・府掌各一人、番長、
已上二行、
府掌右

次府生・志・尉・佐各一人、已上中央一行、

次啓内舍人六人、二行、

次陣頭十人、二行、人数代々不同、
今度三人

次公卿、一行、
為先下臈、

次亮二人、二行、

次大夫二人、一行、

次傅、

次左右近衛各六人、左右相分、
二行

次同府掌・府生・將監・次將各一人、二行相並陣列、
為先下臈

次御車、青糸毛、
自院被進之、細工所調之、

院御車副

冠、綉、褐衣、青半臂下襲、

白襖袴、布帶、藁脛巾、

御榻持院御牛飼、
裝束同前、

諸司二分十二人、東帶、
着深沓、
轅八人、轂二人、
小轅二人、

庁官持笏筥在御車後、

主殿官人前後各四人、取松明相並、

〔第6紙〕

〔第7紙〕

次左右近将曹・番長各一人、二行、列御車

次同近衛四人、二行、左右、

次大進、二行

次少進、

次殿上人、二行、

次權少進、

次藏人所雜色、

次出納、

次侍者八人、

次右兵衛佐・尉・志・府生各一人、一行、為先上臈、

次同府掌・番長各一人、二行、番長、左、府掌、右、

次関白車、前駟、隨身等如例、

路次
富少路南行、二条大路西行、洞院東大路北行、

郁郁芳門大路東行、万里少路南行、至冷泉殿、

上皇於二条東洞院有御見物、下北面焼松明、殿上人^{布衣、上括}、

候御車辺云々、

(以下余白)

(第8紙)

③ 『正朔日蝕時節会已下事注文』 「九・七三」

〔新補表紙外題〕

〔正朔日蝕時節会已下事注文 永承四―文永二〕

〔後補表紙外題〕

〔正朔日蝕時節会已下事〕

〔本紙端裏〕

〔例〕

正朔日蝕時節会已下事

永承四年正月一日、甲午、日蝕、但不正見、

二日、節会、無小朝拜、依無所便宜、関白家拜礼也、(藤原頼通)

去年十二月廿九日、(藤原教通)右大臣仰外記云、二日可被行節会者、

康平二年正月一日、丙申、日蝕、不正見、

二日、節会、小朝拜、(頼通)関白家拜礼、

去年閏十二月廿九日、(頼通)左大臣仰外記云、二日可被行節会者、

治曆四年正月一日、甲戌、日蝕、

二日、節会、小朝拜、

(教通)当日左大臣仰外記云、明日可被行節会者、

康治二年正月一日、己丑、日蝕、不正見、

一日、節会、小朝拜、(鳥羽)院拜礼、(藤原忠通)殿下拜礼、

節会随蝕現否可被行之由、被仰下、依不見被行之、

今日大外記中原師安參(藤原)殿下、進覽叙位勘文、

以藏人勘解由次官光房召之、

应保二年正月一日、戊辰、日蝕、

一日、四方拜、御藥等如例、

蝕不見之由、有沙汰、被仰御修法賞、而天文道申見之由、仍不被行節会、忽撤御裝束云々、

二日、小朝拜、節会、(藤原基実)殿下下拜礼等也、

三日、大外記中原師元内覽叙位勘文、

嘉应三年正月一日、丙子、日蝕、不正見、

一日、節会、小朝拜、(後白河)院・(藤原基房)女院・(建春門院)殿下下拜礼等如常、

建久九年正月一日、己亥、日蝕、

(第1紙)

二日、節会、小朝拜、(藤原基通)殿下拜礼等也、

同十年正月一日、癸巳、日蝕、不正見、

一日、節会、無小朝拜・四方拜等、依代始日次不宜也、

是日大外記清原良業内覽叙位勘文、

二日、院并(後鳥羽)殿下拜礼等被行之、

寛元四年正月一日、辛卯、日蝕、不正見、

一日、節会、小朝拜、

今日入夜、大外記中原師兼内覽叙位勘文、

去年藏人頭左中弁顯朝々臣仰外記史云、節会

依蝕現否可進止者、

二日、(藤原良実)殿下拜礼也、

文永二年正月一日、辛未、日蝕、但不正見歟、

一日、入夜大外記中原師光内覽叙位勘文、

二日、節会、小朝拜并(後醍醐)院・(後深草)新院以下拜礼也、

右、隨所見粗注進如件、

十二月廿一日 大外記中原師顯

(第3紙)

④ 『拜礼間事注文』 「九・七一」

(新補表紙外題)

(後補表紙外題) 拜礼間事注文 寛仁四一弘安五

(瑞表) 拜礼間事

(無院例) 大外記中原師宗勘之、

拜礼間事

一、無院拜礼例

白河院

寛治六年正月一日、不受群臣拜礼、依去年十

二月廿四日大納言(藤原)実季卿薨也、

永長二年正月一日、無院拜礼、依前(同元年八月七日)郁芳門院

御事也、上皇被閉門、人々不參、仍無拜礼之儀云々、

長治三年正月一日、仙院無拜礼、依(同二年十一月十八日)覚行法親王

薨也、

鳥羽院

大治五年正月一日、(白河、鳥羽)兩院無拜礼、依(同四年七月七日)白河院御事也、

保元々年正月一日、無院拜礼、依(久壽二年七月二十三日)近衛院御事也、

後白河院

平治二年正月一日、無院拜礼、上皇御仁和寺之間、人々

不參、自旧冬警固、于今未解之故歟、

仁安四年正月一日、無院拜礼、依(同三年十二月二十一日)神宮火事也、

治承五年正月一日、無院拜礼、依武家不靜之上、

(同四年十二月二十八日)南都諸寺回祿之事也、

寿永三年正月一日、無拜礼、依武家不靜也、

文治二年正月一日、無拜礼、依無上首人也、為納言上

首院拜礼事、雖有(久)安五年之例、有沙汰被止了、

(龜山)院

弘安五年正月一日、無院拜礼、依春日御神御入浴

之事也、

一、依無院拜礼被止殿下拜礼例

寿永三年正月一日、今日々次不宜、仍不可有拜礼、二日

雨降、三日依可有拜礼、師(中原)尚參殿下、而有議被止畢、

無院拜礼之故云々、但有親族拜云々、是被拜入(藤)

道殿也、今日(清原)頼業真人持參叙位勘文、

此事為流例歟、

(第2紙)

(第1紙)

一、雖無院拜礼有殿下拜礼例

承德元年正月一日、諸卿參閔白内大臣拜礼、引率

向前太政大臣家拜礼、今日無院拜礼之事、

長治三年正月一日、無院拜礼事云々、是依仁和寺宮

冊九日内、次是日於殿下有拜礼事云々、

一、無殿下拜礼例

寛仁四年正月一日、依雨湿、閔白家無拜礼、入道殿

家子君達參入道殿、立庭中有拜礼、

治安三年正月一日、依上達部・諸大夫遲參、無殿下拜礼、

三日、有臨時客、

長元九年正月一日、依雨湿、閔白家無拜礼、

二日、有臨時客、

長久二年正月一日、閔白殿無拜礼、

承暦三年正月二日、終日雨降、有殿下臨時客、依雨儀

無拜礼云々、

承德二年正月一日、今日前太政大臣家并閔白内大

臣家無拜礼、依儂子内親王去年薨事也、

天仁三年正月一日、今日於殿下可有拜礼事、而依雨湿

無此事、

三日、有撰政殿下臨時客、

保安元年正月一日、殿下無拜礼、依雨也、

二日、有臨時客事、

大治五年正月一日、殿下無拜礼、依白河院御事也、

長承三年正月一日、殿下無拜礼、依雨也、

二日、臨時客、

保延六年正月一日、院拜礼如常、殿下依可有拜礼、

人々參集、然而依地湿被止之、

三日、依雨降、被止殿下拜礼、

保元々年正月一日、無殿下拜礼、依近衛院御事也、

永暦元年正月一日、大閤并閔白殿御九条殿之間、

人々不參、仍無拜礼事、

仁安三年正月一日、雨降、

二日、師尚朝臣參殿下、以勘解由次官光盛被仰下云、

今日不可有拜礼、可有臨時客之故也、

同四年正月一日、無小朝拜、御物忌之上、依神宮火事、

旧年有議定、今日撰政殿御手水如例、次御覽叙位

勘文、無拜礼事、依無小朝拜并院拜礼也、

養和元年正月一日、依去年東大・興福寺火事、無

拜礼、

壽永二年正月一日、今日撰政殿下無拜礼、依可有臨

時客也云々、

二日、臨時客、

文治二年正月一日、無撰政家拜礼、

嘉禎二年正月一日、無拜礼、是春日御神御宇治之故也、

節会無出御、被垂御簾、

弘安五年正月一日、無拜礼、依春日御神御入洛也、

右、依 仰注進如件、

十一月十日 大外記中原師宗

⑤ 『任大臣月々例』〔九・一三九〕

〔後補表紙外題・九条道房筆〕

〔任大臣月々例〕

〔第3紙〕

〔第4紙〕

〔第5紙〕

權大納言藤原朝臣(房実) 任右大臣、

從一位源朝臣(重)通量 任内大臣、

〔九月任大臣例〕、〔九月任大臣例〕(折下端) (5)

九月任大臣例

一條 正曆二年九月二日

太政大臣藤原為光

右大臣源重信(元權大納言)

内大臣藤原道兼(元權大納言、右大将)

保元々年九月十三日

左大臣藤原実能

右大臣同宗輔(元大納言)

内大臣同伊通(元大納言)

二条 応保元年九月十三日

左大臣藤原基房

内大臣同宗能(元大納言)

〔端裏〕例大外記中原師宗勳文〕(6)

十一月十二月任大臣例

一、十一月例

天祿二年十一月二日任大臣、

太政大臣藤原伊(尹) 謙徳公、今日叙正二位、

左大臣源兼明(于時) 從二位、元大納言、

右大臣藤原頼(忠) 廉義公、今日正三位、元大納言、

此外大納言橘好古、

同三年十一月廿七日任大臣、

内大臣藤原兼(通) 忠義公、從三位、元權中納言、

〔第5紙〕

此外參議藤原守義

仁安元年十一月十一日任大臣、

左大臣藤原經宗(正二位、元右大臣)

右大臣藤原兼(實) 後法性寺殿、元内大臣、

内大臣平清盛(正二位、元權大納言)

安元々年十一月廿八日任大臣、

内大臣藤原師長、(正二位、元大納言)

此外大納言重盛卿以下被任之、

治承三年十一月十六日任大臣、

内大臣藤原基(通) 普賢寺殿、從二位、元右中將、

即為関白藤氏長者、

寿永二年十一月廿一日任大臣、

内大臣藤原師(家) 松殿小殿、正二位、元權大納言、

建久六年十一月十日任大臣、

内大臣藤原良(經) 後京極殿、正二位、元權大納言、

此外權大納言通親卿以下被任之、

同九年十一月十四日任大臣、

左大臣藤原兼雅(從一位、元右大臣)

右大臣藤原頼(實) 正二位、元權大納言、

此外權大納言經房卿以下被任之、

元久二年十一月廿四日任大臣、

内大臣藤原実宗(正二位、元大納言)

此外大納言忠經卿已下被任之、

〔第7紙〕

〔第6紙〕

建長四年十一月十三日任大臣、

太政大臣藤原兼一(平)近衛禪閣、從一位、攝政、元左大臣、

左大臣藤原道良元右大臣、正二位、

右大臣藤原定雅元内大臣、左大將、正二位、

内大臣藤原公相元權大納言、右大將、正二位、

此外大納言公基(藤原)卿以下被任之、

正嘉元年十一月廿六日任大臣、

右大臣藤原公基元内大臣、正二位、

内大臣藤原実雄元大納言、正二位、

此外大納言良教(藤原)卿以下被任之、

同二年十一月一日任大臣、

右大臣藤原実雄元内大臣、正二位、

内大臣藤原基一(平)近衛殿、元權大納言、左大將、正二位、

此外權大納言基忠(藤原)卿以下被任之、

正元々年十一月廿四日任大臣、

左大臣藤原公相元前右大臣、從一位、

文永六年十一月廿八日任大臣、

内大臣藤原師一(忠)二条殿、元權大納言、右大將、正二位、

此外權大納言隆顯(藤原)卿以下被任之、

一、十二月例

永保二年十二月十九日任大臣、

右大臣源俊房元權大納言、正二位、

保安三年十二月十七日任大臣、

太政大臣源雅実元右大臣、從一位、

(第8紙)

左大臣藤原忠一(通)法性寺殿、正二位、関白、元内大臣、

右大臣藤原家忠元大納言、左大將、正二位、

内大臣源有仁元權大納言、右大將、正二位、

此外大納言能実(藤原)卿已下濟々任之、

天承元年十二月廿二日任大臣、

左大臣藤原家忠今日叙從一位、元右大臣、正二位、

右大臣源有仁今日叙從一位、元内大臣、正二位、

内大臣藤原宗忠元權大納言、正二位、

此外大納言源能俊卿以下任之、

保延二年十二月九日任大臣、

左大臣源有仁元右大臣、從一位、

右大臣藤原宗忠元内大臣、正二位、

内大臣藤原頼長元權大納言、正二位、

此外大納言源師頼卿等任之、

元久元年十二月十四日任大臣、

太政大臣藤原良一(経)後京極殿、從一位、元左大臣、

左大臣藤原家一(実)猪隈殿、正二位、

右大臣藤原隆忠正二位、

今日不被任内大臣以下、

建保三年十二月十日任大臣、

右大臣藤原道一(家)東山殿、元内大臣、今日大將如元、正二位、

内大臣藤原公房元大納言、今日大將如元、正二位、

同六年十二月二日任大臣、

左大臣藤原道一(家)東山殿、元右大臣、東宮傳如元、正二位、

(第10紙)

右大臣源実朝正二位、元内大臣、

内大臣藤原家通正二位、元權大納言、

同九日除日被任大納言以下、

元仁元年十二月廿五日任大臣、

左大臣藤原公繼正二位、元右大臣、

右大臣藤原師経正二位、元内大臣、

内大臣藤原良平正二位、元大納言、

此外大納言忠房卿已下被任之、

嘉禎三年十二月廿五日任大臣、

内大臣藤原基家正二位、元大納言、

此外大納言藤原家良卿已下被任之、

寛元四年十二月廿四日任大臣、

太政大臣源通光正二位、元前内大臣、

左大臣藤原兼一平、近衛禪閣、元右大臣、

右大臣藤原一一忠家、元内大臣、

内大臣藤原实基正二位、元大納言、右大將、

建長二年十二月十五日任大臣、

内大臣藤原道良正二位、元權大納言、

此外被任大納言定雅卿已下、

同六年十二月廿五日任大臣、

右大臣藤原公相正二位、元内大臣、

内大臣藤原公基正二位、元大納言、

此外被任大納言藤原実雄卿已下、

文永五年十二月二日任大臣、

左大臣藤原基一忠、近衛前太政大臣、元右大臣、東宮傅、

(第11紙)

右大臣藤原家一経、一条殿、正二位、元内大臣、左大將、

内大臣藤原通雅正二位、元權大納言、

此外被任大納言藤原長雅卿以下、

建治元年十二月廿二日任大臣、

左大臣藤原師一忠、二条殿、正二位、皇太子傅、

右大臣藤原一一忠教、正二位、左大將、

内大臣藤原家一基、近衛殿、正二位、元權大納言、右大將、

正応三年十二月廿五日任大臣、

内大臣藤原公守正二位、

被任權大納言藤原良宗卿已下、

同四年十二月廿五日任大臣、

太政大臣藤原実兼從一位、前内大臣、

左大臣藤原兼一忠、從一位、元右大臣、東宮傅、

右大臣藤原兼一基、正二位、

内大臣藤原公孝正二位、

此外參議藤原師藤已下雜任濟々、

右、依仰注進如件、

八月十三日

(白紙)

大外記中原自著「師宗」

(第13紙) 旧補紙

(第12紙)